

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 総務課介護保険指導室

介護保険最新情報

今回の内容

「介護保険施設等に対する監査マニュアル」
について（通知）

計61枚（本紙を除く）

Vol.1249

令和6年4月5日

厚生労働省老健局

総務課介護保険指導室

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3957、3958）
FAX：03-3592-1281

老発 0405 第 3 号
令和 6 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
（公印省略）

「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）

介護保険施設等において不正請求などの不正が認められる場合や疑いがある場合には、指定権者は監査権限を行使したうえで事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置の検討を行い、法律に則った手続に従って行政処分を行うまでの一連の事務を関係機関と連携を行いつつ迅速に行うことが重要です。

このため、令和 4 年度老人保健健康増進等事業「指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル（仮称）」の策定に関する調査研究事業」においてとりまとめられた「監査マニュアル（仮称・案）」について、監査実績が少ない自治体の職員も含めて活用いただけるよう、この度、全国的に監査の内容を平準化し監査業務の迅速化に向けて留意すべき事項について加筆し「介護保険施設等に対する監査マニュアル」として策定しました。

また、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」においても、「介護保険法に基づく徴収金（22 条 3 項）の徴収の実効性を高めるための方策については、監査の効率化及び迅速化の観点も含めて検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところです。

各都道府県等において監査事務に対応する場合は、本マニュアルを活用いただくとともに、不正請求事案への対応は指定権者と保険者の情報共有が重要であり、また、高齢者虐待事案など人格尊重義務違反への対応は高齢者虐待防止担当部局と連携を図り監査を実施する必要があることから、関係する部局に併せて周知いただきますようお願いいたします。